

須坂市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

2026年3月

須坂市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、学校における教職員の長時間勤務を是正し、心身の健康を保持することを目的とする。教職員が心身ともに健康で、活力を持って児童生徒に向き合える環境を整えることは、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育、ひいては「質の高い授業」を実現するための不可欠な基盤である。

現在、学校に求められる役割は多様化・複雑化しており、教職員の精神的・時間的負担は限界に達している。年間 720 時間を超えるような時間外勤務は、教職員の生命と健康に関わる深刻な課題であると認識し、組織としてその解消を進めていく。

(2) 本市の現状

ア 本市では、市立学校のすべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教職員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善するため、「須坂市立学校業務改善方針・計画」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024 年度は以下のとおりであった。

【2024 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月平均 45 時間を上回る割合	月平均 80 時間以上を上回る割合
小学校	月 38.0 時間	36.9%	3.2%
中学校	月 41.6 時間	39.0%	3.8%
支援学校	月 30.3 時間	7.7%	3.8%

ウ 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小中学校で 35%以上と多くなっている。各学校では学校行事や会議の精選などの業務改善を進めているが、「前例踏襲」や「授業づくりや学級経営が個に委ねられている」などの慣習、「子どものため、保護者の期待に応えるために、長時間頑張るのがよい教員」といった価値観などを払拭し、さらに教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

(1) 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする

- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・ 1年間における時間外在校等時間を360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする（令和7年：13.27日）
- ・ ストレスチェック業務受託者からの集計結果で測定し、高ストレス者判定を受けた教職員の数を年間20人以下まで減少させる（令和6年度：38人）

3. 計画の期間

2026年度から2029年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察、保護者及び地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

②部活動

- ・ 2026年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備（教材の印刷、物品の準備）、採点作業を補助する教員業務支援員を活用する。
- ・業務の効率化と合理化を一層図るため、ICTの有効な利活用を進める。
- ・教職員がお互いの授業や業務方法を見せ合うことで、現場の知恵や工夫、挑戦に注目し、それを全体で共有できる取り組みをさらに進める。
- ・統合型校務支援システムの利活用に向けて研究を進める。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の状況に応じ、児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外国籍児童生徒支援員等を配置し、チームで連携する支援体制を構築し、効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ 時間外の一定時刻以降の電話は、留守番電話等で対応し、長期休業期間において、一定期間の学校閉庁日を設定する。
- エ 長期休業期間中の働き方について、他都市の状況を踏まえて検討する。
- オ 月2回以上の「教職員定時退勤日」をすべての学校で設定し、実施する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、須坂市のHPで公表するとともに、教育委員会の定例会及び総合

教育会議において報告する。

- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。